

令和元年度 第7回人事委員会 会議結果

一 日 時 令和元年7月4日(木) 午前9時40分から10時35分まで

二 場 所 人事委員会委員室(県庁第二庁舎7階)

三 出席者

- | | | | | | |
|---------|---------|-------|------|------|--|
| 1 人事委員 | 委員長 | 上田博久 | | | |
| | 委員 | 小松哲也 | | | |
| | 委員 | 中本久美子 | | | |
| 2 事務局職員 | 次長兼任用課長 | 山添久 | 給与課長 | 川口豊長 | |
| | 主幹 | 尾田聡子 | 係長 | 毎野卓実 | |
| | 係長 | 高多孝典 | | | |
| 3 傍聴者 | なし | | | | |

四 議 題

議案第1号 鳥取県職員採用試験(令和2年4月採用予定 大学卒業程度)の第1次試験合格者の決定について

議案第2号 鳥取県職員採用試験(令和2年4月採用予定 民間企業等経験者対象)の第1次試験合格者の決定について

議案第3号 選考により採用する職に係る承認について(知的障がい者)

五 議 事

議事について公開又は非公開のどちらとするかについて審議を行い、議案第3号は公開、議案第1号及び2号は非公開とすることについて全員の合意を得た。

◇議案第1号

鳥取県職員採用試験(令和2年4月採用予定 大学卒業程度)の第1次試験合格者の決定について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

◇議案第2号

鳥取県職員採用試験(令和2年4月採用予定 民間企業等経験者対象)の第1次試験合格者の決定について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

◇議案第3号

選考により採用する職に係る承認(知的障がい者)について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説 明】

職員の任用に関する規則第19条第2項の規定に基づく選考職の承認について、鳥取県知事から次のとおり申請があり、適当と認められるので申請のとおり承認する。

1 申請理由

本県では、「障害者の雇用の促進等に関する法律」の趣旨に基づき、知的障がい者の雇用の促進を図ることとしている。

この知的障がい者の採用については、知的障がい者に対象を限定した試験であり、全ての国民を対

象に募集を行う競争試験にはなじまないと考えられることから、選考による採用とする必要があるため。

2 採用予定者数

1名程度

3 採用予定日

令和2年4月1日

4 選考方法

知事部局において選考を実施。

(1) 試験内容

① 1次試験

- ・筆記試験（公務員として必要な一般的な知識及び知能（社会・人文・自然に関する知識、文章理解・判断推理・数的推理・資料解釈等の能力）についての筆記試験）
- ・人物試験（理解力やコミュニケーション力についての集団面接）
- ・適性検査（職務遂行に関する適性についての検査）

② 2次試験

- ・人物試験（人物・意欲及び作業能率（集計作業、簿冊整理などの職務内容に係る実技）についての個別面接）

(2) 受験資格

①年齢要件 昭和59年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた人

②資格・免許等

- ・都道府県知事又は政令指定都市市長が発行する療育手帳の交付を受けている者
- ・知的障がい者更正相談所、児童相談所、精神保健福祉センター、障害者職業センター、精神保健指定医によって知的障がい者であると判定された者

(3) 実施スケジュール（予定）

7月12日（金） 募集開始
8月30日（金） 募集締切
9月21日（土） 第1次試験
10月12日（土） 第2次試験
10月18日（金） 合格発表

5 人事委員会の判断

上記の職は、「常に選考によるものとするが、実施に当たりあらかじめ人事委員会の承認を要するもの」として整理されている職であり、また、選定方法も適当であると判断する。

六 次回人事委員会の開催

令和元年7月18日（木）午後4時から開催することとした。